



山形県公報

平成21年3月24日(火)
第2028号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

|                                                        |                |     |
|--------------------------------------------------------|----------------|-----|
| 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....                            | (人 事 課) ...    | 281 |
| 退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則.....                      | ( 同 ) ...      | 同   |
| 山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則..... | ( 同 ) ...      | 282 |
| 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則.....                               | (管 財 課) ...    | 同   |
| 山形県統計調査条例施行規則.....                                     | (統計企画課) ...    | 283 |
| 山形県社会的移動人口調査規則を廃止する規則.....                             | ( 同 ) ...      | 287 |
| 山形県鉱工業生産動態統計調査規則を廃止する規則.....                           | ( 同 ) ...      | 同   |
| 山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....                          | (女性青少年政策室) ... | 288 |
| 山形県道路占用規則の一部を改正する規則.....                               | (道 路 課) ...    | 290 |

### 訓 令

|                                          |             |   |
|------------------------------------------|-------------|---|
| 山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程を廃止する訓令... | (人 事 課) ... | 同 |
|------------------------------------------|-------------|---|

### 告 示

|                                                          |                      |     |
|----------------------------------------------------------|----------------------|-----|
| 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正..... | (環境企画課) ...          | 291 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                                      | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....                                    | ( 同 ) ...            | 同   |
| 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....                          | (長寿社会課) ...          | 同   |
| 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所...                 | (保健業務課) ...          | 293 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定.....                       | (農政企画課) ...          | 297 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅.....                               | ( 同 ) ...            | 298 |
| 肥料の登録の有効期間の更新.....                                       | (工コ農業推進課) ...        | 同   |
| 肥料の登録の失効.....                                            | ( 同 ) ...            | 同   |
| 山形県草地開発事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....                          | ( 同 ) ...            | 同   |
| 公共測量の終了の通知.....                                          | (管 理 課) ...          | 299 |
| 平成6年4月県告示第340号(建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件)の一部改正.....          | (建設企画課) ...          | 同   |
| 道路の区域の変更.....                                            | (村山総合支庁西村山建設総務課) ... | 300 |
| 同 .....                                                  | ( 同 ) ...            | 同   |
| 同 .....                                                  | ( 同 ) ...            | 同   |
| 一般国道の供用の開始.....                                          | ( 同 ) ...            | 301 |
| 県道の供用の開始.....                                            | ( 同 ) ...            | 同   |
| 同 .....                                                  | ( 同 ) ...            | 同   |
| 道路の区域の変更.....                                            | (置賜総合支庁西置賜建設総務課) ... | 同   |
| 同 .....                                                  | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 302 |
| 都市計画事業の変更の認可.....                                        | (都市計画課) ...          | 同   |
| 土砂災害警戒区域の指定.....                                         | (河川砂防課) ...          | 同   |
| 同 .....                                                  | ( 同 ) ...            | 304 |

|                  |       |           |        |
|------------------|-------|-----------|--------|
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...306 |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...307 |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...308 |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...309 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定    | ..... | ( 同 )     | ... 同  |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...311 |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...312 |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ... 同  |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...313 |
| 同                | ..... | ( 同 )     | ...314 |
| 山形県生涯学習センターの休館日  | ..... | ( 教 育 庁 ) | ... 同  |
| 山形県生涯学習センターの利用料金 | ..... | ( 同 )     | ... 同  |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                                  |       |  |     |
|--------------------------------------------------|-------|--|-----|
| 山形県教育調査に関する規則の一部を改正する規則                          | ..... |  | 318 |
| 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | ..... |  | 同   |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                                       |       |  |     |
|---------------------------------------|-------|--|-----|
| 電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則の一部を改正する規則 | ..... |  | 319 |
|---------------------------------------|-------|--|-----|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                |       |  |     |
|----------------|-------|--|-----|
| 政治団体の設立        | ..... |  | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動   | ..... |  | 320 |
| 政治団体の解散        | ..... |  | 321 |
| 資金管理団体の届出事項の異動 | ..... |  | 同   |
| 資金管理団体の指定の取消   | ..... |  | 322 |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                               |       |  |     |
|-----------------------------------------------|-------|--|-----|
| 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則          | ..... |  | 同   |
| 山形県人事委員会規則4-7(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則 | ..... |  | 同   |
| 山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則   | ..... |  | 同   |
| 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則 | ..... |  | 323 |

### 企業局関係

#### 規 程

|                      |       |  |   |
|----------------------|-------|--|---|
| 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程 | ..... |  | 同 |
|----------------------|-------|--|---|

#### 告 示

|                                               |       |  |     |
|-----------------------------------------------|-------|--|-----|
| 平成6年4月県企業告示第2号(建設改良工事等の請負に係る競争入札の参加者の要件)の一部改正 | ..... |  | 324 |
|-----------------------------------------------|-------|--|-----|

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

平成21年度前期技能検定の実施.....（雇用労政課）...325  
 平成21年度随時実施技能検定の実施.....（ 同 ）...329  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....（病院事業局）...330

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年 4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 7 条並びに第 7 条の 2 の前の見出し及び同条を削る。

第 7 条の 3 第 1 項中「（作業に従事した時間が 1 日 2 時間以上の場合に限る。）」を削り、同条第 2 項中「業務」を「作業」に、「300円」を「300円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合にあつては、180円）」に改め、同条を第 7 条とし、同条の前に見出しとして「（特殊勤務手当）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。  
 第 7 条の 2 農業大学校及び農業総合研究センターに勤務する職員が、種雄牛馬豚の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬豚を御する作業に従事したときには、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 230円とする。

第 7 条の 4 から第 7 条の 6 までを削り、第 7 条の 7 を第 7 条の 3 とし、第 7 条の 8 を第 7 条の 4 とする。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5

| 勤 務 箇 所             | 職 員                                           | 調 整 数 |
|---------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 1 総合療育訓練センター        | (1) 通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする自動車運転技士<br>(2) 管理員 | 1     |
| 2 最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園 | 調理師及び業務員                                      | 1     |
| 3 朝日学園              | 調理師                                           | 1     |
| 4 総合支庁              | ダム管理業務に従事する職員                                 | 1     |

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

## 退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額の算定等に関する規則（平成18年3月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表口の表第3号区分の項第2号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた山形県職員等の給与に関する条例（他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後平成21年3月以前の給与条例」という。）」に改め、同表第4号区分の項第5号、第5号区分の項第5号及び第6号区分の項第5号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の給与条例」に改め、同表第7号区分の項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の給与条例」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 平成21年4月1日以後適用されている山形県職員等の給与に関する条例（他の法令においてその例による場合を含む。以下「平成21年4月以後の給与条例」という。）の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が特2級であったものうち知事の定めるもの

別表口の表第8号区分の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「第7号区分の項第10号」を「第7号区分の項第11号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第7号区分の項第9号」を「第7号区分の項第10号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「第7号区分の項第8号」を「第7号区分の項第9号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第7号区分の項第7号」を「第7号区分の項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の給与条例」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 平成21年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が特2級であったもの（第7号区分の項第6号に掲げる者を除く。）

別表口の表第9号区分の項第6号中「平成18年4月以後の給与条例」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の給与条例」に改める。

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第15号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則（平成20年3月県規則第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構」を「次に掲げる法人」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
- (2) 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学
- (3) 公立大学法人山形県立保健医療大学

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第16号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第4号から第6号まで」を「第4号及び第5号」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第5条第1項第4号中「第3条第2項第4号から第6号まで」を「第3条第2項第4号及び第5号」に改める。

別表第2 米沢第4号職員アパートの項を削り、同表中

|       |
|-------|
| 2,800 |
| 2,800 |

を

|       |
|-------|
| 3,500 |
| 5,300 |

に

改め、同表保健医療大学第1号教員公舎の項を削り、同表中

|          |
|----------|
| 上山警第2号公舎 |
|----------|

を

|          |
|----------|
| 上山警第1号公舎 |
|----------|

に、

|              |
|--------------|
| 温海警第2号職員アパート |
| 温海警第3号職員アパート |

を

|                |
|----------------|
| 鶴岡警温海第2号職員アパート |
| 鶴岡警温海第3号職員アパート |

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県統計調査条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（立入検査の証明書）

第3条 条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（調査票情報の提供を受けることができる者）

第4条 条例第10条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 会計検査院
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第2項に規定する独立行政法人等
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (4) 山形県住宅供給公社
- (5) 山形県道路公社
- (6) 山形県土地開発公社
- (7) 前各号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として実施機関が特に認めるもの

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第5条 条例第10条第2号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) 実施機関、国の行政機関、他の地方公共団体又は前条各号に掲げる者（以下「公的機関」という。）が、公的機関以外の者に委託し、又は公的機関以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第6条 条例第11条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合  
イ 統計又は統計的研究の成果（以下「統計成果物」という。）を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

□ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。

(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合  
イ 統計成果物を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

□ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第7条 条例第11条の規定により実施機関に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該実施機関が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該実施機関に提出することにより、委託の申出をするものとする。

(1) 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所

(2) 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

(3) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

(4) 委託に係る統計の作成等に必要となる調査票情報に係る県統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

(5) 委託に係る統計の作成等の内容

(6) 統計成果物の利用目的

(7) 前各号に掲げるもののほか、前条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項

2 委託申出者は、前項の申出をするときは、実施機関に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

(2) 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出の日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

(3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 実施機関は、第1項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

第8条 実施機関は、前条第1項の申出を受けた場合において、当該申出に応ずることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨、当該統計の作成等に要する手数料の額及び次項の依頼書の提出期限を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額その他必要な事項を記載した依頼書に、当該通知を行った実施機関が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該実施機関に提出するものとする。

第9条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を当該統計成果物の提供を行った実施機関に提出するものとする。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第7条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った実施機関の同意を得たときは、この限りでない。

3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他のやむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

（利用実績報告書の公表）

第10条 実施機関は、前条第1項の規定により提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

（匿名データの提供を行うことができる場合）

第11条 条例第12条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
  - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
  - ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- (2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
  - ロ 匿名データを学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
  - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

（匿名データの提供に関する委託による統計の作成等に係る規定の準用）

第12条 第7条から第10条までの規定は、条例第12条第1項の規定により匿名データを提供する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                 |                                                 |                                                              |
|-----------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第7条の前の見出し       | 委託による統計の作成等                                     | 匿名データの提供                                                     |
| 第7条第1項各号列記以外の部分 | 第11条                                            | 第12条第1項                                                      |
|                 | 統計の作成等                                          | 匿名データの提供                                                     |
|                 | 委託しようとする者                                       | 依頼しようとする者                                                    |
|                 | 委託の                                             | 依頼の                                                          |
| 第7条第1項第1号       | この項及び次項                                         | 第12条において読み替えて準用するこの項及び次項                                     |
| 第7条第1項第4号       | 委託に係る統計の作成等に必要となる調査票情報に係る県統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報 | 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データ                                       |
| 第7条第1項第5号       | 委託に係る統計の作成等の内容                                  | 匿名データの使用場所及び管理方法                                             |
| 第7条第1項第6号       | 統計成果物                                           | 匿名データ                                                        |
| 第7条第1項第7号       | 前各号                                             | 第12条において読み替えて準用する前各号                                         |
|                 | 前条各号                                            | 第11条各号                                                       |
| 第7条第2項各号列記以外の部分 | 前項                                              | 第12条において読み替えて準用する前項                                          |
| 第7条第3項          | 第1項                                             | 第12条において読み替えて準用する第1項                                         |
| 第8条第1項          | 前条第1項                                           | 第12条において読み替えて準用する前条第1項                                       |
|                 | 統計の作成等                                          | 匿名データの提供                                                     |
| 第8条第2項          | 前項                                              | 第12条において読み替えて準用する前項                                          |
|                 | 統計の作成等の                                         | 匿名データの提供の                                                    |
|                 | 当該統計の作成等に係る契約を行うために                             | 定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他実施機関が |
| 第9条第1項及び第3項     | 統計成果物                                           | 匿名データ                                                        |

|        |                                                                                                             |                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第9条第2項 | 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第7条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った実施機関の同意を得たときは、この限りでない | 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする |
| 第10条   | 前条第1項                                                                                                       | 第12条において読み替えて準用する前条第1項                                                |

## （手数料の額）

第13条 条例第13条第1号口及び第2号ハの規則で定める額は、次の各号に掲げる提供の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 用紙に出力したものの交付 交付する用紙の枚数（用紙の両面を用いる場合にあっては、用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円
- (2) フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
- (3) 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
- (4) 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

## （委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 別記様式

## （表面）

|                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 号                                                                                                                                                                                                         | 身分証明証                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真<br/>縦4.0cm<br/>横3.0cm</p> </div> | <p>調査名</p> <p>所属</p> <p>職名及び氏名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、山形県統計調査条例第6条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> <p>有効期限      年    月    日</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: center;">実施機関の長 氏    名    印</p> |



(裏面)

## 山形県統計調査条例（抄）

第6条 実施機関は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

照会先及び連絡先

〔この調査は、山形県が実施するものです。〕

備考 1 照会先及び連絡先の記載は、任意とする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。

山形県社会的移動人口調査規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県社会的移動人口調査規則を廃止する規則

山形県社会的移動人口調査規則（昭和47年3月県規則第16号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 調査対象月がこの規則の施行の日前である社会的移動人口調査に係る調査票の作成及び提出並びに調査結果の公表については、なお従前の例による。

山形県鉱工業生産動態統計調査規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県鉱工業生産動態統計調査規則を廃止する規則

山形県鉱工業生産動態統計調査規則（昭和57年12月県規則第77号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた鉱工業生産動態統計調査に係る申告については、なお従前の例による。

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年保護条例施行規則（昭和54年8月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県青少年健全育成条例施行規則

第1条中「山形県青少年保護条例」を「山形県青少年健全育成条例」に改める。

別表第1項の表中

|                  |                |      |
|------------------|----------------|------|
| 山形市医師会准看護学院      | 山形市香澄町二丁目9番13号 | を    |
| 山形県立山形職業能力開発専門学校 | 山形市松栄二丁目2番1号   | に改め、 |

同表山形県立最北高等技術専門校の項を削り、同別表第2項中「第17条の3第1項」を「第17条の2第1項」に改め、同項の表本楯公園の項及び栄町ふれあい広場の項を削り、同別表第3項の表中

|                 |                   |   |
|-----------------|-------------------|---|
| 山形県青年の家         | 天童市小路一丁目7番8号      | を |
| 尾花沢市徳良湖自然研修センター | 尾花沢市大字延沢3636番地の13 |   |

|                 |                  |    |
|-----------------|------------------|----|
| 長井市置賜生涯学習プラザ    | 長井市九野本1235番地の1   | に、 |
| 山形県青年の家         | 天童市小路一丁目7番8号     |    |
| 尾花沢市徳良湖自然研修センター | 尾花沢市大字延沢3636番地13 |    |

|           |   |                   |               |
|-----------|---|-------------------|---------------|
| 山形県海浜青年の家 | を | 山形県金峰少年自然の家海浜自然の家 | に改め、同別表第4項の表中 |
|-----------|---|-------------------|---------------|

|                       |   |       |    |
|-----------------------|---|-------|----|
| 山形勤労身体障害者体育施設山形市福祉体育館 | を | 福祉体育館 | に、 |
|-----------------------|---|-------|----|

|                  |   |       |    |
|------------------|---|-------|----|
| 山形勤労者体育センター江南体育館 | を | 江南体育館 | に、 |
|------------------|---|-------|----|

|         |               |   |
|---------|---------------|---|
| 米沢市営体育館 | 米沢市金池三丁目1番62号 | を |
|---------|---------------|---|

|         |               |    |
|---------|---------------|----|
| 沼の辺体育館  | 山形市沼の辺町4番33号  | に、 |
| 米沢市営体育館 | 米沢市金池三丁目1番62号 |    |

|            |              |
|------------|--------------|
| 酒田市北テニスコート | 酒田市宮海字明治67番地 |
|------------|--------------|

を

|            |                |
|------------|----------------|
| 鶴岡市宝田体育館   | 鶴岡市宝田一丁目20番61号 |
| 酒田市北テニスコート | 酒田市宮海字明治67番地   |

に、

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 東根市民体育館 | 東根市大字東根乙1119番地の 1 |
|---------|-------------------|

を

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 東根市民体育館    | 東根市大字東根乙1119番地の 1 |
| 尾花沢市文化体育施設 | 尾花沢市若葉町一丁目 4 番27号 |
| 尾花沢市体育館    | 尾花沢市新町三丁目 5 番35号  |

に改め、

同表中山勤労者体育センター町民プールの項を削り、同表中

|         |                  |
|---------|------------------|
| 河北町民体育館 | 西村山郡河北町谷地字所岡77番地 |
|---------|------------------|

を

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 河北町民体育館      | 西村山郡河北町谷地字所岡77番地      |
| サン・スポーツランド河北 | 西村山郡河北町西里字根際山4376番地 5 |

に、

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 舟形町 B & G 海洋センター | 最上郡舟形町舟形字平林448番 4    |
| 真室川町民武道館         | 最上郡真室川町大字新町239番地 2   |
| 大蔵村運動公園          | 最上郡大蔵村大字清水97番地の 4 ほか |

を

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 旧山形県立最北高等技術専門校体育館  | 北村山郡大石田町大字大石田字上の原乙510番 1 |
| 舟形町 B & G 海洋センター   | 最上郡舟形町舟形字平林448番 4        |
| 真室川町民武道館           | 最上郡真室川町大字新町239番 4        |
| 安楽城地区農業者トレーニングセンター | 最上郡真室川町大字大沢574番地         |

に改める。

別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 3 号（表）、別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号中「山形県青少年保護条例」を「山形県青少年健全育成条例」に改める。

別記様式第 7 号（表）中「山形県青少年保護条例」を「山形県青少年健全育成条例」に改め、同様式（裏）中「山形県青少年保護条例」を「山形県青少年健全育成条例」に、

「第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において興行が行われている場所、図書類等の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所、広告物の広告主若しくはその管理者の営業の場所又は図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。」

「第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。(1)興行が行われている場所(2)図書類等の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所(3)広告物の広告主又はその管理者の営業の場所(4)図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所(5)遊技営業等の場所」

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている改正前の別記様式第1号の規定による掲示又は別記様式第2号の規定による表示は、平成21年6月30日までの間は、それぞれ改正後の別記様式第1号の規定による掲示又は別記様式第2号の規定による表示とみなす。

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県道路占用規則の一部を改正する規則

山形県道路占用規則(昭和30年8月県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第2項第1号中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 訓 令

山形県訓令第2号

文化環境部  
健康福祉部  
米沢女子短期大学  
保健医療大学

山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程を廃止する訓令

山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(昭和52年2月県訓令第6号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第216号

昭和49年4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|           |   |   |       |
|-----------|---|---|-------|
| 村山高瀬川（全域） | A | イ | を     |
| 村山高瀬川（全域） | A | イ |       |
| 本沢川（全域）   | A | イ | に改める。 |

## 山形県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社はな<br>東置賜郡高畠町大字深沼1817番地の1 | 株式会社はな 訪問介護事業所<br>東置賜郡高畠町大字深沼1817番地の1 | 訪 問 介 護   | 平成21.3.13 |

## 山形県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                           | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|---------------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社はな<br>東置賜郡高畠町大字深沼1817番地の1 | 株式会社はな 訪問介護事業所<br>東置賜郡高畠町大字深沼1817番地の1 | 介護予防訪問介護    | 平成21.3.13 |

## 山形県告示第219号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

第1条 山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号中「医療を受ける日に65歳に達している者（高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する者を除く。）」を削り、同項第2号中「乳幼児医療」を「子育て支援医療」に改め、同表第2項第5号及び第6号中「第15条第2項第1号」を「第15条第3項第1号」に改める。

別記様式第1号中「乳幼児」を「子育て支援」に、

|       |    |
|-------|----|
| 国保    | 人  |
| (内後期) | 人) |
| 他保    | 人  |
| (内後期) | 人) |

を

|    |   |
|----|---|
| 国保 | 人 |
| 社保 | 人 |
| 後期 | 人 |

に、

|      |     |
|------|-----|
| ( )件 | ( ) |
| ( )件 | ( ) |
| ( )件 | ( ) |

を

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|  |  |
|  |  |

に改め、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第2号中

「 重度心身障がい(児)者  
 年度 乳 幼 児 医療給付事業補助金変更交付申請書 を  
 母 子 家 庭 等 」

「 重度心身障がい(児)者  
 年度 子 育 て 支 援 医療給付事業補助金変更交付申請書 に改める。  
 母 子 家 庭 等 」

第2条 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

別表第1第1項中「費用」を「費用(第2号ホからトまでに掲げる者が、診察、薬剤若しくは治療材料の支給、処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「外来療養」という。)並びに健康保険法第88条第1項の規定による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受ける場合の費用を除く。)」に改め、同項第2号中「日から6歳」を「日から12歳」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同号口からトまでを次のように改める。

ロ 1歳又は2歳に達した日の属する月の初日(子育て支援医療を受けていた場合にあつては、1歳又は2歳に達した日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者  
 1歳又は2歳に達した日

ハ 3歳から5歳までの各年齢に達した日の属する月の初日(子育て支援医療を受けていた場合にあつては、各年齢に達した日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者  
 各年齢に達した日

ニ 6歳に達した日の属する月の初日(子育て支援医療を受けていた場合にあつては、6歳に達した日の属する月の翌月の初日)から6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者  
 6歳に達した日  
 ホ 6歳に達した日以後の最初の4月1日から7歳に達する日の属する月の末日までの間にある者  
 6歳に達した日

ヘ 7歳から11歳までの各年齢に達した日の属する月の初日(子育て支援医療を受けていた場合にあつては、各年齢に達した日の属する月の翌月の初日)から次の年齢に達する日の属する月の末日までの間にある者  
 各年齢に達した日

ト 12歳に達した日の属する月の初日(子育て支援医療を受けていた場合にあつては、12歳に達した日の属する月の翌月の初日)から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者  
 12歳に達した日

別表第1第1項第3号中「前2号」を「第1号」に改め、同表第2項中「同号二からトまで」を「同号八からトまで」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同項第5号中「診察若しくは薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療(これらのうち、」を「外来療養並びに)」に改め、「に伴うものを除く。)若しくは家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「外来療養」という。)又は入院療養」を削り、同項第6号中「健康保険法第88条第1項の規定による指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)」を「指定訪問看護」に改める。

別表第3中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第2条の規定による改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程別表第1の規定は、平成21年度分以後の補助金について適用する。

（経過措置）

3 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の山形県医療給付事業補助金交付規程別表第1に規定する乳幼児医療の対象となっている者については、同条の規定による改正後の山形県医療給付事業補助金交付規程別表第1に規定する子育て支援医療の対象となつたとみなす。

山形県告示第220号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |             |
|-----------|-------------------------|-------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地       |
| 熱 海 裕 之   | 独立行政法人国立病院機構山形病院        | 山形市行才126番2号 |
| 安 藤 和 正   | 同                       | 同           |
| 宇 留 野 勝 久 | 同                       | 同           |
| 大 類 広     | 同                       | 同           |
| 木 村 久 夫   | 同                       | 同           |
| 鯨 井 隆     | 同                       | 同           |
| 佐 藤 隆 行   | 同                       | 同           |
| 津 田 丈 秀   | 同                       | 同           |
| 寺 下 京 子   | 同                       | 同           |
| 永 野 功     | 同                       | 同           |
| 渡 邊 王 志   | 同                       | 同           |
| 和 田 輝 里 子 | 同                       | 同           |

|           |              |                     |
|-----------|--------------|---------------------|
| 渡 辺 哲     | 山形県立中央病院     | 山形市大字青柳1800番地       |
| 安 孫 子 正 美 | 同            | 同                   |
| 石 澤 哲 也   | 同            | 同                   |
| 石 山 慶 志 朗 | 同            | 同                   |
| 大 滝 雄 造   | 同            | 同                   |
| 大 本 英 次 郎 | 同            | 同                   |
| 岡 崎 慎 一   | 同            | 同                   |
| 塩 野 知 志   | 同            | 同                   |
| 菅 井 努     | 同            | 同                   |
| 菅 原 裕 史   | 同            | 同                   |
| 鈴 木 昌 幸   | 同            | 同                   |
| 鈴 木 有 大   | 同            | 同                   |
| 高 橋 克 明   | 同            | 同                   |
| 武 田 健 一 郎 | 同            | 同                   |
| 深 瀬 幸 子   | 同            | 同                   |
| 藤 井 俊 司   | 同            | 同                   |
| 吉 澤 和 哉   | 同            | 同                   |
| 古 瀬 秀 和   | 同            | 同                   |
| 間 中 英 夫   | 同            | 同                   |
| 山 川 達 志   | 同            | 同                   |
| 村 岡 義 明   | 二本松会山形さくら町病院 | 山形市桜町2番75号          |
| 中 谷 真 理 子 | 同            | 同                   |
| 政 金 生 人   | 矢吹嶋クリニック     | 山形市嶋土地区画整理事業地内104街区 |
| 土 田 浩 之   | 蘇 医 院        | 山形市成沢西四丁目11番32号     |



|           |               |                              |
|-----------|---------------|------------------------------|
| 富 永 真 琴   | 糖尿病内科クリニック    | 山形市南館四丁目1番45号                |
| 土 屋 博 久   | 同             | 同                            |
| 渋 谷 直 史   | 秋 野 医 院       | 天童市大字久野本362 - 1              |
| 北         | 篤             | 同                            |
| 三 浦 裕 介   | 同             | 同                            |
| 金 哲 樹     | 天童温泉篠田病院      | 天童市鎌田一丁目7 - 1                |
| 前 川 慶 之   | 同             | 同                            |
| 西 山 悟 史   | 同             | 同                            |
| 古 川 孝 志   | 吉 岡 病 院       | 天童市東本町三丁目5 - 21              |
| 玉 淵 智 昭   | 同             | 同                            |
| 小 肥 実     | クリニックあこがれ     | 天童市大字荒谷1973 - 884            |
| 西 田 隼 人   | 天童温泉矢吹クリニック   | 天童市鎌ノ町土地区画整理事業18番街区<br>1号、2号 |
| 小 鹿 雅 隆   | 同             | 同                            |
| 金 村 應 文   | 金 村 医 院       | 東根市本丸西四丁目1 - 24              |
| 柄 澤 繁     | クリニックメルヘン     | 東村山郡山辺町大字大寺字竹の花1152 - 4      |
| 小 山 信 吾   | 同             | 同                            |
| 國 井 周 太 郎 | 国 井 ク リ ニ ッ ク | 寒河江市大字中郷1450 - 1             |
| 矢 口 博 理   | 矢口泌尿器科内科クリニック | 河北町谷地中央一丁目3 - 7              |
| 佐 藤 司     | つ か さ 内 科 医 院 | 河北町谷地月山堂408 - 1              |
| 吉 本 敬 一   | 町 立 真 室 川 病 院 | 真室川町大字新町469番1                |
| 待 井 宏 文   | 舟 山 病 院       | 米沢市駅前二丁目4 - 8                |
| 石 川 和 信   | 同             | 同                            |
| 金 城 貴 士   | 同             | 同                            |
| 古 山 政 幸   | 同             | 同                            |

|       |                 |                 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 熊澤豊   | 三友堂病院           | 米沢市中央六丁目1-219   |
| 鈴木明彦  | 同               | 同               |
| 牧野孝俊  | 同               | 同               |
| 平松類   | 同               | 同               |
| 渡邊忠良  | 同               | 同               |
| 笹木勇人  | 同               | 同               |
| 川島理   | 同               | 同               |
| 阿部秀樹  | 同               | 同               |
| 高木敏男  | 同               | 同               |
| 大木弘治  | 同               | 同               |
| 横山英一  | 同               | 同               |
| 川村博司  | 同               | 同               |
| 新宮正   | 同               | 同               |
| 加藤滉   | 同               | 同               |
| 小川研一  | 羅医院             | 米沢市通町四丁目7-27    |
| 小谷野俊彦 | 米沢駅前クリニック       | 米沢市下花沢二丁目7-20   |
| 近藤慈夫  | 近藤皮ふ科クリニック      | 長井市高野町一丁目4番14-1 |
| 鈴木義広  | 日本海総合病院酒田医療センター | 酒田市千石町3番20号     |
| 三沢慶子  | 同               | 同               |
| 針生光博  | 同               | 同               |
| 浦山安広  | 同               | 同               |
| 江藤淳   | 同               | 同               |
| 長沼靖   | 同               | 同               |
| 遠藤誠一  | 同               | 同               |

|       |         |              |
|-------|---------|--------------|
| 池谷龍一  | 同       | 同            |
| 松本祥彦  | 同       | 同            |
| 高橋辰徳  | 日本海総合病院 | 酒田市あきほ町30番地  |
| 山口佳剛  | 同       | 同            |
| 川島実   | 庄内余目病院  | 庄内町松陽一丁目1番地1 |
| 柏木宏之  | 同       | 同            |
| 川島文子  | 同       | 同            |
| 竹中恵美  | 同       | 同            |
| 桑原靖   | 同       | 同            |
| 築由一郎  | 同       | 同            |
| 横川秀樹  | 同       | 同            |
| 田中友香里 | 同       | 同            |
| 藤田省吾  | 同       | 同            |
| 吉本聖   | 同       | 同            |
| 高橋由至  | 高橋クリニック | 鶴岡市ほなみ町7番11号 |
| 高橋良士  | 同       | 同            |

山形県告示第221号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

平成21年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

| 加入区名称 | 区 域      |
|-------|----------|
| 飛島加入区 | 酒田市飛島の区域 |

山形県告示第222号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成21年3月24日限り消滅した。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加入区       | 名称 | 区域       |
|-----------|----|----------|
| 飛 島 加 入 区 |    | 酒田市飛島の区域 |

山形県告示第223号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号     | 肥料の種類   | 肥料の名称 | 保証成分量(%)                          | その他の規格                 | 生産業者      |                  | 有効期限      |
|----------|---------|-------|-----------------------------------|------------------------|-----------|------------------|-----------|
|          |         |       |                                   |                        | 名称        | 住所               |           |
| 山形県第462号 | 混合有機質肥料 | 鮭パワー  | 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 3.0<br>加里全量 2.0 | 含有成分の許容範囲を定める規定に適合している | 枅川鮭漁業生産組合 | 飽海郡遊佐町直世字山居62-25 | 平成24.1.21 |

山形県告示第224号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号     | 肥料の種類        | 肥料の名称       | 保証成分量(%)                          | その他の規格                 | 生産業者          |            | 失効年月日     |
|----------|--------------|-------------|-----------------------------------|------------------------|---------------|------------|-----------|
|          |              |             |                                   |                        | 名称            | 住所         |           |
| 山形県第459号 | 混合有機質肥料      | 粒状なたね油かす70  | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 2.7<br>加里全量 1.3 | 含有成分の許容範囲を定める規定に適合している | 東日本くみあい飼料株式会社 | 宮城県石巻市三河町4 | 平成21.2.28 |
| 山形県第460号 | なたね油かす及びその粉末 | 粒状なたね油かす100 | 窒素全量 5.0<br>りん酸全量 2.0<br>加里全量 1.0 |                        | 同             | 同          | 同         |

山形県告示第225号

山形県草地開発事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県草地開発事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県草地開発事業補助金交付規程（昭和46年7月県告示第981号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型事業）

イ 基本施設整備事業

草地造成改良、草地整備改良、野草地整備改良、放牧用林地整備、施設用地造成整備、道路整備、用排水

施設整備、雑用水施設整備、防災施設整備、家畜排せつ物還元用農用地造成・整備、家畜排せつ物土地還元利用施設整備、牧野樹林整備及び知事が特に必要と認める施設整備に要する経費の100分の55に相当する額

□ 利用施設整備事業

隔障物整備、家畜保護施設整備、電気導入施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、飼肥料庫整備、農具庫整備、牧場用機械施設整備、家畜排せつ物処理施設整備、薬浴施設整備、牛舎施設整備及び知事が特に必要と認める施設整備に要する経費の100分の55に相当する額

八 畜産経営新規参入円滑化事業

草地の管理技術、飼料の利用技術等の習得に係る指導及び研修並びに牛の貸与等に要する経費の100分の55に相当する額

二 土地利用円滑化事業

土地利用に係る権利の調整等に要する経費の100分の55に相当する額

第4条第1項の表中「及び畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）」を「畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）及び畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型事業）」に改める。

第5条中「決定に係る年度の11月30日」を「あった年度の各四半期（最終の四半期を除く。）の末日」に改める。

第6条中「決定に係る」を「あった」に改める。

別記様式第1号第2項の注書第1項中「畜産環境総合整備統合補助事業」を「畜産担い手育成総合整備事業（水田地帯等担い手育成型事業）畜産環境総合整備統合補助事業」に改め、同様式第3項第2号の表の注書第1項中「牧野樹林整備」を「家畜排せつ物土地還元利用施設整備、牧野樹林整備」に、「特認施設整備」を「特認施設整備、畜産経営新規参入円滑化」に改める。

別記様式第4号中「11月30日」及び「10月30日」を「月日」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

山形県告示第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成21年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成20年10月27日から平成21年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

山形県告示第227号

平成6年4月県告示第340号（建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日以後の競争入札から適用する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項中「金額の」を「設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）の」に改め、同項の表中「金額」を「設計金額」に、「1億円」を「9,000万円」に、「4,000万円」を「3,500万円」に改める。

第2項中「金額の」を「設計金額の」に改め、同項の表中「金額」を「設計金額」に、「1億円」を「9,000万円」に、「4,000万円」を「3,500万円」に改める。

第3項第1号を次のように改める。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目

第3項中第2号から第26号までを削り、第27号を第2号とする。

## 山形県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月24日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|---------------------|---|------|----------|------------|
| 西村山郡朝日町大字大滝字南36番5から |   | 旧    | 12.4メートル | メートル<br>41 |
| 同 字向へ44番まで          |   |      | 12.0     |            |
| 同                   | 上 | 新    | 13.2メートル | 同上         |
|                     |   |      | 12.6     |            |

## 山形県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月24日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|------------------------|---|------|----------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字古楨字西平770番13から |   | 旧    | 8.2メートル  | メートル<br>102 |
| 同 146番2まで              |   |      | 4.0      |             |
| 同                      | 上 | 新    | 10.4メートル | 同上          |
|                        |   |      | 4.0      |             |

## 山形県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月24日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|------------------------|---|------|----------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字大舟木字深田977番1から |   | 旧    | 49.0メートル | メートル<br>122 |
| 同 395番1地先まで            |   |      | 14.3     |             |
| 同                      | 上 | 新    | 53.4メートル | 同上          |
|                        |   |      | 19.7     |             |

山形県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月24日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大滝字南36番5から  
同 字向へ44番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月24日

山形県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月24日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字古楨字西平770番13から  
同 146番2まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月24日

山形県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年3月24日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大舟木字深田977番1から  
同 395番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3月24日

山形県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成21年3月24日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|--------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 長井市森字山之下480番1から<br>同 五十川字北表一3235番4まで | 旧    | 22.0メートル<br>）<br>11.0 | メートル<br>1,565 |
| 同 上                                  | 新    | 22.0メートル<br>）<br>11.0 | 同 上           |
| 同 上                                  |      | 96.0メートル<br>）<br>18.0 | メートル<br>1,560 |

## 山形県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 酒田市下青沢字山添84番1から<br>同 102番4まで | 旧    | 20.6メートル<br>と<br>18.0 | メートル<br>69 |
| 同 上                          | 新    | 20.0メートル<br>と<br>16.4 | 同 上        |

## 山形県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
新庄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 新庄都市計画道路事業  
(2) 名 称 3・4・5号関屋小檜室線
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成8年1月12日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる<br>自然現象の種類 |
|-------------|-----------|-------------------------|
| 熊前沢         | 別紙図面のとおりに | 土石流                     |
| 大熊ノ沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                     |
| 小熊ノ沢        | 別紙図面のとおりに | 土石流                     |
| 反目沢川        | 別紙図面のとおりに | 土石流                     |
| 赤坂          | 別紙図面のとおりに | 土石流                     |



|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 水路沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 萱場沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小下沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 瀬戸ヶ沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 盲目沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 前ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 聖ヶ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大塩沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| オクマン沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| お寺ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小谷沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小塩沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宇作      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 姫沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 熊の前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 熊の前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松波      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滑川 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滑川 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見寺 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見寺 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見寺 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釈迦堂     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上宝沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 新山3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 弥右エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 長五郎沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| オセノ沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| オセノ沢2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 不動沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 赤田沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 入の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 長面堰         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 北境          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 荒砥沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 善右エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 不動沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 半右エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 善左エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 式右エ門沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 新田町2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 土淵沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 土淵    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 南沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 総光寺沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 松嶺1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 妙香寺沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 真学寺沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 内山沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 堂ヶ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 根堀沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 長滝沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 元山    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 松木沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 茂左エ門沢 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大沼沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 柏谷沢川2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 筍沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 成沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 湯の沢川  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 茗ヶ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 下新田沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金坂1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 観音沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宅地    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 十二の木  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 小平沢 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小平沢 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小平沢 2 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大畑山 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大畑山 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中里 2 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中里 2 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中里 2 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中里 2 - 4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 進藤        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上餅山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 矢木沢 1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 矢木沢 2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 村山中沢川       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 熊沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 板木沢 1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 板木沢 2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 五十沢 - 1     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 五十沢 - 2     | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 深沢 1 - 1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 深沢 1 - 2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中沢        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十沢 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十沢 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十沢 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮沢 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 刈安川 1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 刈安川 2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 芳ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 南方沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺内上沢 1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺内上沢 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 丹生 2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 丹生 3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 丹生 4        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 丹生 1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 松の内         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

## 山形県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 内川          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山の神沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 深沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 養泉寺沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| うつき沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 片平沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 西原沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 堂木沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 松倉沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沼沢 - 1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沼沢 - 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 平           | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 立石沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 長坂          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 大滝2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 原宿 - 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 上悪戸         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 七森          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 平 - 1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 平 - 2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

## 山形県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 泉谷          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 仲沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| カッコヤチ沢      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大里沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ミズカミ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中ヶ袋沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 最上沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 最上沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大浦          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 熊前沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大熊ノ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小熊ノ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 反目沢川          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤坂            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 水路沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 萱場沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小下沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 瀬戸ヶ沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 盲目沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 前ノ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 聖ヶ沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大塩沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| お寺ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小谷沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宇作      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 熊の前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 熊の前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松波      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滑川 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滑川 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見寺 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見寺 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妙見寺 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 釈迦堂     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上宝沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。



## 山形県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 長五郎沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 北境            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 半右エ門沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 新田町2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 土淵沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 土淵            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 妙香寺沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 真学寺沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 内山沢川          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 元山            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 金坂1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 宅地            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 十二の木          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小平沢2-1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小平沢2-2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小平沢2-3        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大畑山2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大畑山3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 中里2-1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 中里2-2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 中里2-3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 中里 2 - 4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 進藤       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上餅山      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 五十沢 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 五十沢 - 2       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中沢            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 五十沢 1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 五十沢 2 - 1     | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 五十沢 2 - 2     | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 刈安川 2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 丹生 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 丹生 3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 丹生 4          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 丹生1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松の内 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 内川            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 深沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 片平沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 西原沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 堂木沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 松倉沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 沼沢 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 長坂            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大滝2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 原宿 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 上悪戸           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 七森            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼沢            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 平 - 1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 平 - 2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

## 山形県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大里沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ミズカミ沢         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 最上沢 1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 最上沢 2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第249号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 休館日

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日  
 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 2 適用期間

平成21年 4月1日から平成24年 3月31日まで

## 山形県告示第250号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 名 称       | 利 用 料 金 の 額            |                        |                          |               |
|-----------|------------------------|------------------------|--------------------------|---------------|
|           | 午前9時から<br>午後0時30分までの間  | 午後1時から<br>午後5時までの間     | 午後5時30分から<br>午後9時までの間    | 左記の時間帯<br>すべて |
| ホ ー ル     | 5,990円                 | 8,560円                 | 8,980円                   | 23,530円       |
| 第 1 研 修 室 | 2,560円<br>(1時間当たり730円) | 3,660円<br>(1時間当たり910円) | 3,840円<br>(1時間当たり1,090円) | 9,050円        |
| 第 2 研 修 室 | 1,420円<br>(1時間当たり400円) | 2,030円<br>(1時間当たり500円) | 2,130円<br>(1時間当たり600円)   | 5,020円        |

|       |                        |                          |                          |         |
|-------|------------------------|--------------------------|--------------------------|---------|
| 第3研修室 | 490円<br>(1時間当たり140円)   | 710円<br>(1時間当たり170円)     | 740円<br>(1時間当たり210円)     | 1,740円  |
| 第4研修室 | 490円<br>(1時間当たり140円)   | 710円<br>(1時間当たり170円)     | 740円<br>(1時間当たり210円)     | 1,740円  |
| 第5研修室 | 1,280円<br>(1時間当たり360円) | 1,830円<br>(1時間当たり450円)   | 1,920円<br>(1時間当たり540円)   | 4,520円  |
| 特別会議室 | 3,420円<br>(1時間当たり970円) | 4,890円<br>(1時間当たり1,220円) | 5,130円<br>(1時間当たり1,460円) | 12,090円 |
| 和室研修室 | 1,140円<br>(1時間当たり320円) | 1,630円<br>(1時間当たり400円)   | 1,710円<br>(1時間当たり480円)   | 4,030円  |

## 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

## (2) 附属設備

| 区 分    | 設 備 名     | 単 位  | 利用料金の額 |
|--------|-----------|------|--------|
| 舞台設備   | ピアノ       | 1台   | 3,260円 |
|        | 演壇（花台共）   | 一式   | 400円   |
|        | 司会者用演壇    | 1台   | 200円   |
|        | びょうぶ      | 1双   | 1,010円 |
|        | 所作台       | 1台   | 200円   |
|        | 平台        | 1台   | 100円   |
|        | 毛せん       | 1枚   | 100円   |
|        | 上敷ござ      | 1枚   | 100円   |
|        | 地がすり      | 1張   | 300円   |
|        | 指揮台       | 1台   | 100円   |
| 譜面台    | 1台        | 100円 |        |
| 舞台照明設備 | 第1ボーダーライト | 1列   | 500円   |

|       |                        |    |        |
|-------|------------------------|----|--------|
|       | 第2ボーダーライト              | 1列 | 500円   |
|       | 第1サスペンションライト           | 1列 | 1,010円 |
|       | 第2サスペンションライト           | 1列 | 1,010円 |
|       | アップーホリゾントライト           | 1列 | 710円   |
|       | ロアーホリゾントライト            | 1列 | 710円   |
|       | フットライト                 | 1列 | 300円   |
|       | シーリングライト               | 1列 | 1,010円 |
|       | スポットライト                | 1台 | 500円   |
| 視聴覚設備 | コンパクトディスクプレーヤー         | 一式 | 500円   |
|       | レコードプレーヤー              | 一式 | 500円   |
|       | ミニディスクプレーヤー            | 一式 | 500円   |
|       | テーブデッキ                 | 一式 | 500円   |
|       | ビデオプロジェクター             | 一式 | 2,030円 |
|       | カラーテレビカメラ              | 1台 | 1,520円 |
|       | 16ミリ映写機(1600ワット)       | 1台 | 2,030円 |
|       | 16ミリ映写機(350ワット)        | 1台 | 1,010円 |
|       | マイクセット(ホール用)           | 一式 | 1,010円 |
|       | マイク(ホール用)              | 1本 | 300円   |
|       | 監視カメラ                  | 1台 | 1,830円 |
|       | スライド映写機(550ワット)        | 1台 | 1,010円 |
|       | スライド映写機(350ワット)        | 1台 | 1,010円 |
|       | スライド映写機(250ワット)        | 1台 | 810円   |
|       | オーバーヘッドプロジェクター(575ワット) | 1台 | 1,010円 |
|       | オーバーヘッドプロジェクター(300ワット) | 1台 | 500円   |

|        |                 |    |         |
|--------|-----------------|----|---------|
|        | 携帯用ビデオカメラ       | 1台 | 500円    |
|        | モニターテレビ（ビデオ付き）  | 1台 | 500円    |
|        | ワイヤレスマイクセット     | 一式 | 300円    |
|        | データプロジェクター      | 一式 | 740円    |
|        | 映像会議装置（特別会議室用）  | 一式 | 3,560円  |
|        | 資料提示装置（特別会議室用）  | 1台 | 1,320円  |
|        | 資料提示装置（視聴覚制御室用） | 1台 | 1,010円  |
|        | ビデオ録画装置         | 一式 | 1,320円  |
| 同時通訳設備 | 同時通訳設備（ホール用）    | 一式 | 14,100円 |
|        | 同時通訳設備（特別会議室用）  | 一式 | 10,600円 |
|        | 受信機             | 1台 | 100円    |
| 展示設備   | 展示パネル           | 1枚 | 20円     |
|        | 展示ケース           | 一式 | 200円    |

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

| 区 分    | 金 額 |
|--------|-----|
| 1時間当たり | 50円 |

(4) 冷暖房使用に係る加算額

| 区 分   | 1時間当たりの金額 |
|-------|-----------|
| ホール   | 410円      |
| 第1研修室 | 160円      |
| 特別会議室 | 160円      |

2 適用期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教育調査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県教育委員会  
委員長職務代理者 菊 川 明

#### 山形県教育委員会規則第1号

山形県教育調査に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育調査に関する規則（昭和33年9月県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第54条の規定により、県教育委員会が市町村長又は市町村教育委員会に対し行う調査（以下「教育調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「市町村教育委員会は、前項の調査又は報告」を「市町村長及び市町村教育委員会は、教育調査」に改め、同項を同条とし、同条を第3条とする。

第5条中「調査」を「県教育委員会、市町村長及び市町村教育委員会は、教育調査」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（調査票情報の二次利用）

第5条 県教育委員会は、次に掲げる場合には、教育調査に係る調査票情報を県教育委員会内部において利用することができる。

(1) 統計の作成又は統計的研究を行う場合

(2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県教育委員会  
委員長職務代理者 菊 川 明

#### 山形県教育委員会規則第2号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成9年4月県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第5条」に改める。

第2条中「条例第2条に規定する補償を実施する機関（以下「実施機関」という。）」を「教育委員会」に改める。

第3条中「実施機関」を「教育委員会」に、「第4条」を「第3条」に改める。

第5条、第6条第2項、第7条から第12条まで、第14条から第16条まで及び第18条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

附則第2項及び第3項中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

別記様式第1号から別記様式第14号までの規定中「（実施機関名）  
..... 殿」を「山形県教育委員会 殿」に改める。



別記様式第15号中「（実施機関名）」を「山形県教育委員会 印」に、「実施機関に」を「教育委員会に」に、「実施機関から」を「教育委員会から」に改める。

別記様式第16号から別記様式第20号までの規定中「（実施機関名）」を「山形県教育委員会 殿」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号から別記様式第20号までの規定による用紙でこの規則の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

## 公安委員会関係

### 規 則

電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県公安委員会  
委員長 加藤 有 倫

#### 山形県公安委員会規則第2号

電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則の一部を改正する規則

電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県青少年保護条例」を「山形県青少年健全育成条例」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「山形県青少年保護条例」を「山形県青少年健全育成条例」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年3月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地              | 届出年月日          |
|---------|--------|----------|-------------------------|----------------|
| 阿部善矢後援会 | 山科 功   | 飯田 政良    | 東田川郡三川町大字横山字横山<br>275番地 | 平成<br>21. 1.16 |

## 山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年3月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称          | 異動事項  | 内 容   |       | 届出年月日          |
|------------------|-------|-------|-------|----------------|
|                  |       | 新     | 旧     |                |
| 自由民主党山形県石油販売業支部  | 会計責任者 | 高橋 淳一 | 鈴木 一平 | 平成<br>21. 2. 9 |
| 自由民主党西川町支部       | 会計責任者 | 阿部 厚志 | 池上 博  | 同<br>2.16      |
| 自由民主党山形県寒河江市第一支部 | 会計責任者 | 斉藤 克夫 | 犬飼 孝義 | 同              |
| 自由民主党真室川町支部      | 代表者   | 斎藤 実  | 齋藤 実  | 同<br>2.18      |
| 自由民主党山形県港湾支部     | 会計責任者 | 高力 岩男 | 富樫 寛樹 | 同              |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称            | 異動事項       | 内 容            |               | 届出年月日          |
|--------------------|------------|----------------|---------------|----------------|
|                    |            | 新              | 旧             |                |
| 共生社会懇談会            | 主たる事務所の所在地 | 酒田市富士見町1丁目16-5 | 酒田市円能寺字中15    | 平成<br>21. 2. 2 |
| 山形県民社協会新庄支部        | 代表者        | 小野 俊一          | 伊藤 幸義         | 同<br>2. 6      |
| 小野よしお後援会（政修会）      | 代表者        | 太田 昇           | 上林 孝          | 同<br>2. 9      |
|                    | 会計責任者      | 太田 与一          | 上林 伍一         |                |
| 山形県石油政治連盟          | 会計責任者      | 高橋 淳一          | 鈴木 一平         | 同              |
| 全日電工連政治連盟山形県支部     | 代表者        | 高橋 勝治          | 高橋 文夫         | 同<br>2.12      |
| 山形県保険鍼灸・マッサージ師政治連盟 | 代表者        | 白田 栄二          | 五十嵐 清二        | 同              |
|                    | 主たる事務所の所在地 | 天童市老野森三丁目10番7号 | 寒河江市丸内2丁目5番3号 |                |
| 佐藤均後援会             | 代表者        | 佐藤 良一          | 佐藤 茂夫         | 同<br>2.13      |
|                    | 会計責任者      | 五十嵐 松夫         | 五十嵐 孝治        |                |
| よど秀夫後援会            | 会計責任者      | 大河原 豊          | 高橋 通夫         | 同              |

|              |            |                        |                      |   |      |
|--------------|------------|------------------------|----------------------|---|------|
| 石川えみ子後援会     | 代表者        | 三浦良一                   | 石川勝信                 | 同 | 2.16 |
| 加藤信明後援会      | 代表者        | 星川晋隆                   | 阿部隆雄                 | 同 | 2.17 |
|              | 主たる事務所の所在地 | 東根市さくらんぼ駅前<br>一丁目6番19号 | 東根市大字蟹沢1714番<br>地の35 |   |      |
| 松沢洋一後援会      | 代表者        | 斎藤実                    | 齊藤実                  | 同 | 2.18 |
| 浅野目こういち後援会   | 代表者        | 浅野目幸一                  | 秋田昌丸                 | 同 | 2.19 |
| 山形交通労働組合政治連盟 | 代表者        | 縄野徳弘                   | 伊藤博夫                 | 同 | 2.25 |

山形県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年3月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|----------------|--------|------------|
| 山形県民社協会南陽東置賜支部 | 木嶋義明   | 平成20.12.30 |
| 公平規一郎後援会       | 公平規一郎  | 平成20.12.31 |
| 富樫よしと後援会       | 富樫義人   | 平成20.12.31 |
| 長谷川肇後援会        | 佐藤新作   | 平成21.2.1   |
| 石山和夫を支援する町民の会  | 長岡米次   | 平成21.2.2   |

山形県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年3月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 内容             |            | 届出年月日    |
|-----------|---------|-----------|------------|----------------|------------|----------|
|           |         |           |            | 新              | 旧          |          |
| 佐藤藤弥      | 山形県議会議員 | 共生社会懇談会   | 主たる事務所の所在地 | 酒田市富士見町1丁目16-5 | 酒田市円能寺字中15 | 平成21.2.2 |

## 山形県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成21年3月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 | 指定取消年月日    |
|------------------------|-------|-----------|------------------|--------|------------|
| 公平規一郎                  | 大江町長  | 公平規一郎後援会  | 西村山郡大江町大字本郷丙1664 | 公平規一郎  | 平成21. 2. 2 |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4 - 1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

別表第2 警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「交通反則通告センター所長」を「交通反則通告センター所長 交通事故事件捜査統括官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4 - 7（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第10条第1項中「午後零時15分」を「午後零時」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6 - 1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第3条第2項中「同条第3項の規定により1週間の勤務時間が定められている職員にあっては、4時間を下らず4時間30分を超えない時間。」を削る。

第5条中「第3条第4項」を「第3条第3項」に改める。

第6条第1項及び第2項中「第4条の2第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第3項中「第4条の2第2項」を「第4条第2項」に改める。

第7条から第9条までの規定中「第4条の3第1項」を「第4条の2第1項」に改める。

第10条中「第4条の3第3項」を「第4条の2第3項」に改める。

第11条中「第4条の3第2項」を「第4条の2第2項」に改める。

第12条第1項中「第4条の3第2項」を「第4条の2第2項」に、「第4条の2第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第2項及び第3項中「第4条の3第2項」を「第4条の2第2項」に改める。

第13条第1項及び第2項中「第4条の3第2項」を「第4条の2第2項」に改める。

第14条中「第4条の3第3項」を「第4条の2第3項」に改める。

第16条中「8時間」を「7時間45分」に、「35時間」を「33時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県人事委員会

委員長 小野 勝

第3条第1項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「掲げる日数とする」を「定める日数とする」に改め、同条第6項中「掲げる日数とする」を「定める日数とする」に改め、同項第3号中「第1項第2号」を「前項第2号」に、「前号」を「第1号」に改める。

第3条の2第1項中「掲げる率」を「定める率」に改め、同項第3号及び第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

第6条第2項中「掲げる時間数を」を「定める時間数を」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号イ中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号ロ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ハ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間」を「1分」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

別表その他の項期間の欄中  
 「出頭の日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合には、これに要する往復日数を加算するものとする。」

「必要と認められる期間」

に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改め、同条第8項及び第9項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第9条の2中「第4項」を「第7項」に、「前条第5項及び第6項」を「同条第8項及び第9項」に改める。

第10条の見出し中「及び休息时间」を削り、同条第1項中「及び休息时间を次のとおり置く」を「を置き、その時

間帯は、正午から午後1時までとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「及び休息时间」を削り、同条第3項中「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少なくとも1時間」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「及び休息时间」を削り、同項を同条第5項とする。

第11条第1号中「4時間」を「3時間55分」に改め、同条第2号中「5時間」を「4時間55分」に改め、同条第3号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4号中「8時間」を「7時間45分」に、「4時間」を「3時間55分」に改め、同条第5号イ及びロ中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第12条の4第2項中「20時間」を「19時間20分」に、「30分」を「5分」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県企業告示第1号

平成6年4月県企業告示第2号（建設改良工事等の請負に係る競争入札の参加者の要件）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日以後の競争入札から適用する。

平成21年3月24日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

第1項中「金額の」を「設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）の」に改め、同項の表中「金額」を「設計金額」に、「1億円」を「9,000万円」に、「4,000万円」を「3,500万円」に改める。

第2項中「金額の」を「設計金額の」に改め、同項の表中「金額」を「設計金額」に、「1億円」を「9,000万円」に、「4,000万円」を「3,500万円」に改める。

第3項第1号を次のように改める。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目

第3項中第2号から第26号までを削り、第27号を第2号とする。

## 病院事業局関係

### 規 程

### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間まで」に改め、同条第8項及び第9項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第10条第1項中「前条第3項から第6項まで」を「前条第5項から第9項まで」に、「同条第3項から第6項まで」を「同条第5項から第9項まで」に改める。

第11条の見出し中「及び休息时间」を削り、同条第1項中「休憩時間及び休息時間を次のとおり」を「午後零時から午後1時まで休憩時間を」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「及び休息时间」を削り、同条第3項中「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少なくとも1時間」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を第4項とし、同条第6項中「及び休息时间」を削り、同項を第5項とする。

第13条の2第1号中「4時間」を「3時間55分」に改め、同条第2号中「5時間」を「4時間55分」に改め、同条第3号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第4号中「8時間」を「7時間45分」に、「4時間」を「3時

間55分」に改め、同条第5号イ及びロ中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第15条の2第2項中「20時間」を「19時間20分」に、「30分」を「5分」に改める。

第17条第1項中「第9条第3項から第6項まで」を「第9条第5項から第9項まで」に改める。

第24条の2第1項中「第3項及び第5項」を「第5項及び第8項」に改め、同条第2項中「第9条第3項」を「第9条第5項」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成21年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造       | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|           | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工   | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|           | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|           | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|           | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|           | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|           | 数 値 制 御 平 面 研 削 盤 作 業       |
|           | 円 筒 研 削 盤 作 業               |
|           | 数 値 制 御 円 筒 研 削 盤 作 業       |

|         |                 |
|---------|-----------------|
|         | 心無し研削盤作業        |
|         | ホブ盤作業           |
|         | 数値制御ホブ盤作業       |
|         | マシニングセンタ作業      |
| 放電加工    | 数値制御形彫り放電加工作業   |
|         | ワイヤ放電加工作業       |
| 金属プレス加工 | 金属プレス作業         |
| 鉄工      | 構造物鉄工作業         |
| 建築板金    | 内外装板金作業         |
|         | ダクト板金作業         |
| 仕上げ     | 治工器具仕上げ作業       |
|         | 金型仕上げ作業         |
|         | 機械組立仕上げ作業       |
| 切削工具研削  | 工作機械用切削工具研削作業   |
| ダイカスト   | コールドチャンバダイカスト作業 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業       |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て作業    |
| 産業車両整備  | 産業車両整備作業        |
| 光学機器製造  | 光学ガラス研磨作業       |
| 建設機械整備  | 建設機械整備作業        |
| 家具製作    | 家具手加工作業         |
|         | いす張り作業          |
| 建具製作    | 木製建具手加工作業       |
|         | 木製建具機械加工作業      |



|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 印 | 刷 | オ | フ | セ | ツ | ト | 印 | 刷 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| プ | ラ | ス | チ | ツ | ク | 成 | 形 | 射 | 出 | 成 | 形 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 石 | 材 | 施 | 工 | 石 | 張 | り | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| と |   |   | び | と |   | び | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 左 |   |   | 官 | 左 |   | 官 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| タ | イ | ル | 張 | リ | タ | イ | ル | 張 | リ | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 畳 |   | 製 | 作 | 畳 |   | 製 | 作 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 防 | 水 | 施 | 工 | ウ | レ | タ | ン | ゴ | ム | 系 | 塗 | 膜 | 防 | 水 | 工 | 事 | 作 | 業 |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 内 | 装 | 仕 | 上 | げ | 施 | 工 | プ | ラ | ス | チ | ツ | ク | 系 | 床 | 仕 | 上 | げ | 工 | 事 | 作 | 業 |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 熱 | 絶 | 縁 | 施 | 工 | 保 | 温 | 保 | 冷 | 工 | 事 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| サ | ッ | シ | 施 | 工 | ビ | ル | 用 | サ | ッ | シ | 施 | 工 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |
| 表 |   |   | 装 | 壁 |   |   | 装 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 塗 |   |   | 装 | 建 | 築 | 塗 | 装 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 広 | 告 | 美 | 術 | 仕 | 上 | げ | 広 | 告 | 面 | 粘 | 着 | シ | ー | ト | 仕 | 上 | げ | 作 | 業 |   |   |
| フ | ラ | ワ | ー | 装 | 飾 | フ | ラ | ワ | ー | 装 | 飾 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |

## (2) 3級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業           |
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業               |
|               | 電 気 系 保 全 作 業               |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業           |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業   |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業             |

## (3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区分   | 期日                                                                                                          | 場所                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実技試験 | 平成21年6月8日（月）から同年9月13日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                           | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学科試験 | 平成21年7月26日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾                                         |                    |
|      | 平成21年8月23日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理          |                    |
|      | 平成21年8月30日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ                 |                    |
|      | 平成21年9月6日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |                    |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成21年4月2日（木）から同月15日（水）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課（電話023(630)2389）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成21年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金作業に限る。）、工場板金（機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大

工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(3) 基礎2級

紙器・段ボール箱製造

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課（電話023(630)2389）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月24日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院医事経営課 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地

電話番号0237(73)3131

3 落札者を決定した日 平成21年2月27日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社東武山形営業所 山形県山形市東原町二丁目1番20号

5 落札金額 56,700,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年1月16日